

## 令和 4 年第 2 回北本市議会定例会提出議案及び報告概要

## ＜議案の概要＞

議案 番号	件 名	要 旨
2 2	専決処分の承認を求めることについて（北本市税条例の一部改正について） (総務部税務課)	<p>1 趣旨 地方税法の一部改正に伴い北本市税条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるもの</p> <p>2 内容 (1) 貯留機能保全区域に係る固定資産税の課税標準の特例措置の新設（附則第 10 条の 2） (2) 商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税の特例の新設（附則第 12 条） (3) 規定の整備（第 48 条ほか）</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日（附則第 1 条） 令和 4 年 4 月 1 日 (2) 経過措置（附則第 2 条）</p>
2 3	専決処分の承認を求めることについて（北本市都市計画税条例の一部改正について） (総務部税務課)	<p>1 趣旨 地方税法の一部改正に伴い北本市都市計画税条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるもの</p> <p>2 内容 (1) 貯留機能保全区域に係る都市計画税の課税標準の特例措置の新設（附則第 6 項） (2) 商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税の特例の新設（附則第 8 項）</p>

		<p>(3) 規定の整備（附則第2項ほか）</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日（附則第1項） 令和4年4月1日</p> <p>(2) 経過措置（附則第2項）</p>
24	<p>北本市税条例等の一部改正について (総務部税務課)</p>	<p>1 趣旨 地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期間の延長をする等するとともに規定を整備するもの</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 北本市税条例の一部改正（第1条関係）</p> <p>ア 納税証明書の交付手数料等に係る規定の整備（第18条の4ほか）</p> <p>イ 個人の市民税の上場株式等の配当所得等に係る課税方式及び申告方法の見直し（第33条ほか）</p> <p>ウ 個人の市民税に係る給与所得者等の扶養親族等申告書の記載事項の見直し（第36条の3の2・第36条の3の3）</p> <p>エ 個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期間の延長等（附則第7条の3の2・附則第27条）</p> <p>オ 規定の整備（第36条の2ほか）</p> <p>(2) 北本市税条例等の一部を改正する条例の一部改正（第2条関係）</p> <p>個人の市民税の扶養親族等申告書に係る規定の整備（第36条の3の3）</p>

		<p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日（附則第1条） 公布の日ほか</p> <p>(2) 経過措置（附則第2条～附則第4条）</p>
25	<p>特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について （総務部人権推進課、福祉部 子育て支援課）</p>	<p>1 趣旨 北本市子どもの権利に関する条 例の制定に伴い、子どもの権利擁 護委員等の報酬を定めるもの</p> <p>2 内容 (1) 子どもの権利擁護委員報酬の 新設（別表） (2) 子どもの権利委員会委員報酬 の新設（別表）</p> <p>3 施行期日 令和4年10月1日</p>
26	<p>人権擁護委員候補者の推薦 について （市長公室）</p>	<p>現委員高橋淑子氏の任期満了に伴 い、引き続き同氏を推薦するため議 会の意見を求めるもの</p>
27	<p>人権擁護委員候補者の推薦 について （市長公室）</p>	<p>現委員岩淵正子氏の任期満了に伴 い、引き続き同氏を推薦するため議 会の意見を求めるもの</p>
28	<p>固定資産評価員の選任につ いて （総務部税務課）</p>	<p>固定資産評価員に柳井志道氏を選 任するため議会の同意を求めるもの</p>
29	<p>令和4年度北本市一般会計 補正予算（第1号） （福祉部共生福祉課、福祉部 子育て支援課、健康推進 部健康づくり課）</p>	<p>1 趣旨 (1) 補正前の額 223億2,641万円 (2) 補正後の額 228億1,891万7千円 歳入歳出それぞれ4億9,25 0万7千円を追加</p> <p>2 内容 歳出については、住民税非課税 世帯等に対する臨時特別給付金の 支給及び低所得の子育て世帯対 する子育て世帯生活支援特別給付 金の支給並びに新型コロナウイルス ワクチン接種事業に係る所要額</p>

		の補正を行い、歳入については、国庫支出金の所要額の補正を行うとともに、財政調整基金繰入金を増額し、補正予算収支の均衡を図った。
30	令和4年度北本市一般会計 補正予算（第2号） （各部課）	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 補正前の額 223億2,641万円</p> <p>(2) 補正後の額 225億3,944万7千円 歳入歳出それぞれ2億1,303万7千円を追加</p> <p>2 内容</p> <p>歳出については、新たな事務事業費の計上に伴う所要額等の補正を行い、歳入については、国庫支出金等の所要額の補正を行うとともに、財政調整基金繰入金等を増額し、補正予算収支の均衡を図った。</p>

追加議案

議案 番号	件 名	要 旨
31	令和4年度北本市一般会計 補正予算（第3号） （教育部生涯学習課）	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 補正前の額 228億1,891万7千円</p> <p>(2) 補正後の額 228億3,685万2千円 歳入歳出それぞれ1,793万5千円を追加</p> <p>2 内容</p> <p>歳出については、野外活動センター空調設備改修事業に係る所要額の補正を行い、歳入については、市債の所要額の補正を行うとともに、財政調整基金繰入金を増額し、補正予算収支の均衡を図った。</p>

< 報告の概要 >

報告 番号	件 名	要 旨
2	令和3年度北本市一般会計 予算繰越明許費の繰越計算 書の報告について (各部課)	令和3年度北本市一般会計補正予 算の新型コロナウイルスワクチン接 種事業等に係る繰越明許費の繰越計 算書について、地方自治法施行令第 146条第2項の規定により報告す るもの
3	令和3年度北本市一般会計 予算事故繰越しの繰越計算 書の報告について (教育部生涯学習課)	令和3年度北本市一般会計予算の 文化センターホール音響サブ卓交換 修繕事業に係る事故繰越しの繰越計 算書について、地方自治法施行令第 150条第3項において準用する同 令第146条第2項の規定により報 告するもの
4	令和3年度北本都市計画事 業久保特定土地区画整理事 業特別会計予算繰越明許費 の繰越計算書の報告につい て (都市整備部久保土地区画 整理事務所)	令和3年度北本都市計画事業久保 特定土地区画整理事業特別会計補正 予算の久保特定土地区画整理事業に 係る繰越明許費の繰越計算書につい て、地方自治法施行令第146条第 2項の規定により報告するもの
5	令和3年度北本市土地開発 公社の経営状況の報告につ いて (行政経営部財政課)	令和3年度の北本市土地開発公社 に係る事業報告及び収支決算財務諸 表について、地方自治法第243条 の3第2項の規定により提出するも の
6	令和4年度北本市土地開発 公社の経営状況の報告につ いて (行政経営部財政課)	令和4年度の北本市土地開発公社 に係る予算について、地方自治法第 243条の3第2項の規定により提 出するもの

## 令和4年度一般会計補正予算の概要

## 1 補正予算の規模

一般会計（1号）	492,507 千円(補正後累計	22,818,917 千円)
一般会計（2号）	213,037 千円(補正後累計	22,539,447 千円)

## 2 一般会計補正(第1号)の内容

## (歳出)

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	88,854 千円
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	111,688 千円
新型コロナウイルスワクチン接種事業	291,965 千円

## (歳入)

国庫支出金	446,388 千円
（新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 外5件）	
繰入金（財政調整基金繰入金）	46,119 千円

## 3 一般会計補正(第2号)の内容

## (歳出)

## ○ 新型コロナウイルス感染症対策関連事業

避難所物品充実事業	5,032 千円
キャッシュレス型消費活性化事業	100,901 千円
生活困窮者に対する生活物資等支援事業	1,273 千円
生活困窮者への支援措置強化事業	6,421 千円
生活困窮者自立支援金支給事業	9,028 千円
学童保育室等利用料減免補助事業	517 千円
公立保育所オムツ施設内処理事業	392 千円
学校における感染症対策（需用費、備品購入費）	14,400 千円
文化センターにおける感染症対策（委託料）	1,189 千円
体育センターにおける感染症対策（委託料、工事請負費）	16,417 千円

## ○ 子育て支援の充実

民間保育所整備交付金事業	12,895 千円
--------------	-----------

## ○ 母子保健と子どもに関する医療の充実

HPVワクチン任意接種償還払い事業	2,550 千円
-------------------	----------

## ○ 学校教育の充実

小学校放送設備等修繕	1,282 千円
------------	----------

## ○ 平和と人権の尊重

子どもの権利擁護委員設置事業	9,450 千円
子どもの権利普及啓発事業	6,544 千円

## ○ 道路、上・下水道、河川の整備

道路拡幅による公有財産購入経費	1,780 千円
-----------------	----------

## ○ 効果的かつ効率的な行財政運営の推進

マイナンバーカード利用手続等端末貸借事業	246 千円
○ 人口減少に対応するためのリーディングプロジェクト	
屋外マーケット文化醸成事業	3,627 千円
○ その他	
国庫支出金返納金	19,093 千円
(歳入)	
国庫支出金(個人番号カード交付事務費補助金 外5件)	28,109 千円
県支出金(放課後児童クラブ等に係る新型コロナウイルス感染対策事業費補助金)	172 千円
繰入金(財政調整基金、ふるさと応援基金)	183,056 千円
市債	1,700 千円
(繰越明許費)	
新中央保育所整備事業	615,932 千円
(債務負担行為)	
子どもの権利に関する行動計画策定業務	8,217 千円
(地方債)	
変更 道路整備事業	1,700 千円

## 令和4年第2回北本市議会定例会請願文書表

受理番号	議請第3号
受理年月日	令和4年5月25日
件名	公共施設の整備（補修・修繕）に関する請願
請願者の住所 及び氏名	北本市中丸7丁目300番地 加藤英昭
請願の趣旨	別記のとおり
紹介議員氏名	黒澤健一

## 【請願趣旨】

北本市公共施設等総合管理計画があります。計画では、公共施設やインフラ（以降、公共施設等という。）は、一度つくれば終わりではなく、メンテナンス、改修工事、更新等が必要となり、長期的な視点に立った管理が必要となります。本計画は40年間という長期的な視点に立ち、将来の建設費や維持管理費等の推計だけではなく、財政状況、人口の推移、利用状況等を勘案し、公共施設等の全体的な方針を示す計画としております。

2019年度には、市として本計画の目標の重要性に鑑み、本市は公共施設の適正配置計画及び個別施設計画を策定しました。

それによりますと、公民館や集会所等の市民文化系施設は、教育・学術・文化に関する様々な取組の拠点として個別施設計画に位置付けられています。

中丸公民館の建設は1989年で、30年以上にわたり大きな改修事業はなかったと記憶しております。太陽光を取り入れたガラス屋根はコーティングされた箇所が劣化して雨漏りの原因となっており、その都度対応に苦慮しております。中丸コミュニティ委員会の活動の拠点施設として、その重要性は極めて高い施設であります。民間の施設なら営業に影響を与えるという事で早急に対応できると思慮できますが、個別施設計画では、予算措置が年度遅れとなることは予算の性格上やむを得ないのかもしれないかもしれません。

市としても中丸公民館の現状を踏まえると、補修・修繕は喫緊の課題であると考えますので、対策を講じていただきたく、下記の事項について請願するものです。

## 【請願事項】

- 1 中丸公民館の劣化対策として、速やかに雨漏り対策を実施すること。
- 2 個別施設計画に基づき、補修・修繕等の適切な対策を確実に実施すること。